

## 中小企業者(観光等)緊急経営支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の長期化により大きな影響を受けている観光関連事業者の経営を支援するため、市では中小企業者(観光等)緊急経営支援給付金を創設しました。

### ◆対象 (令和3年4月1日時点で、いずれかに該当する方が給付の対象となります)

- |   |
|---|
| ①天童ビジネスホテル協会に加盟するホテル  |
| ②道路運送法第4条の許可を受け、本市に本社又は事業所を有する一般乗用旅客事業者に該当する法人                    |
| ③道路運送法第4条の許可を受け、本市に本社又は事業所を有する一般貸切旅客事業者に該当する法人                    |
| ④旅行業法第5条の登録を受け、市内に事業所を有する旅行者及び旅行者代理業者(大企業を除く)                     |
| ⑤自動車運転代行業の認定を受け、営業所の所在地が本市内で登録された事業所                              |
| ⑥市内の観光案内所、道の駅又はドライブイン等で市の特産品を総合的に取り扱うお土産屋                         |
| ⑦収容人数が100人以上ある結婚式場(宿泊施設内の式場を除く)                                   |
| ⑧市内に本店又は本社を有しており、令和元年において年間取引額が100万円以上あり、年間を通して天童温泉の宿泊施設と取引がある事業所 |

### ◆要件 (全ての要件を満たしている場合、給付の対象となります)

- |  |
|--|
| ●令和3年1月から3月のいずれかの月の売上が、平成31年若しくは令和2年同月と比べて20%以上減少している方 |
| ●当該給付金受給後においても当該事業の継続の意志がある方                           |
| ●平成31年度の市税に滞納がない方(※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます)    |
| ●暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方                               |

### ◆給付額

区分	給付額
対象①に該当する事業者 対象⑧に該当する事業者のうち、年間取引額が1000万円以上の場合	30万円
上記以外の事業者	20万円

※複数の給付対象に該当する場合は、いずれか1業種で給付します。  
※中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金との重複申請はできません。

### ◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参

### ◆提出期限 令和3年7月30日(金)まで 必着

### ◆必要書類

- |  |
|--|
| ア 申請書(兼)請求書  |
| イ 振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)     |
| ウ 取引額証明書及び事業所の所在地を証するもの(収支内訳書の写しなど) [対象⑧のみ]        |
| エ 市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税) |

### 【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市 経済部 商工観光課 観光物産係  
TEL: 023-654-1111 (内線222・223) FAX: 023-653-0744